

# 長野県野生鳥獣被害対策基本方針

策定 平成 19 年 11 月 21 日

変更 平成 23 年 5 月 19 日

長 野 県

## 目 次

1 はじめに	1
2 基本的な方針	2
3 実現のための基本目標	2
4 被害と対策の現状及び今後の方針	3
(1) 総論	3
(2) 各論	6
① ニホンザル	7
② ニホンジカ	8
③ カモシカ	10
④ ツキノワグマ	11
⑤ イノシシ	12
⑥ 鳥類	14
⑦ 外来種	15
5 推進体制	15

## 1 はじめに

近年、①暖冬寡雪等の気象条件の変化や燃料革命に起因する里山の変化に伴って野生鳥獣の生息環境が良くなってきたこと、②耕作放棄地の増加と中山間地域における人の活動の低下、狩猟等の圧力の低下などによって集落の野生鳥獣に対する抵抗力が弱まってきたこと等により、野生鳥獣による農林業被害は深刻化しており、中山間地域の維持を図るうえで重大な支障となっている。

特にニホンジカにおいては、生息密度の急激な増加により、自然植生の消滅と土壌流出による森林の防災機能等の低下、高山帯への分布拡大と高山植物帯の植物相破壊等の自然被害も発生してきている。

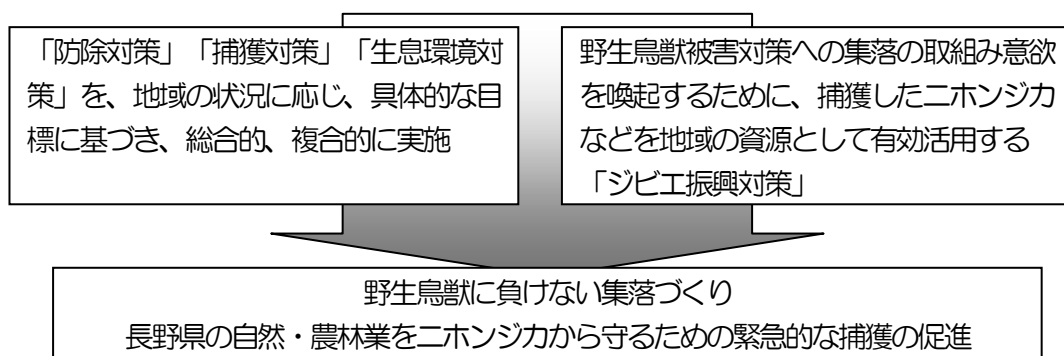
県では、特に被害の大きなカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、について、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく「特定鳥獣保護管理計画」に沿って、林務部、農政部、生活環境部、衛生部が連携し、防護柵や緩衝帯の設置、加害個体等の捕獲を推進してきたが、より一層の被害防除対策が喫緊の課題となっている。

このため、野生鳥獣による「人身被害の回避」や「農林業被害の軽減」、またニホンジカにおいては「自然被害の軽減」を図ると共に、「棲み分けによる人と野生鳥獣の共存」の実現を目指すため、林務部、農政部、生活環境部、衛生部に商工部、観光部、県警察本部を加えた関係機関が連携し、県庁に「野生鳥獣被害対策本部（以下「対策本部」という。）」、各地区に「野生鳥獣被害対策チーム（以下「対策チーム」という。）」を設置し、総合的、複合的な対策を強化していくこととする。

## 2 基本的な方針

野生鳥獣による農林業や自然に対する被害を防止するため、「防除対策」「捕獲対策」「生息環境対策」を、地域の状況に応じ、具体的な目標に基づき、総合的、複合的に実施することとする。

さらに、野生鳥獣被害対策への集落の取組み意欲を喚起するために、捕獲したニホンジカなどを地域の資源として有効活用する「ジビエ振興対策」を加え、4つの対策を柱として被害対策を推進し、野生鳥獣に負けない集落の実現を図ることとする。



## 3 実現のための基本目標

### (1) 短期的目標

#### ① 野生鳥獣に負けない集落づくり

《被害集落（1, 300）における対策の計画と実行》

激甚な被害の発生している集落から、順次合意形成を図りながら、計画を策定し被害対策を実行する。

#### ② 長野県の自然・農林業をニホンジカから守るための捕獲の促進

《生息数105,000頭を35,000頭に》

毎年25,000～35,000頭を捕獲し、生息密度を低減することにより、被害の軽減を図る。

### (2) 長期的目標

野生鳥獣との緊張感ある棲み分けの実現と農林業被害の軽減

森林地域においては、野生鳥獣の生息環境を確保するため、多様な森林づくりを進め、里山においては、野生鳥獣との棲み分けを積極的に進めるため、緩衝帯整備を進める。

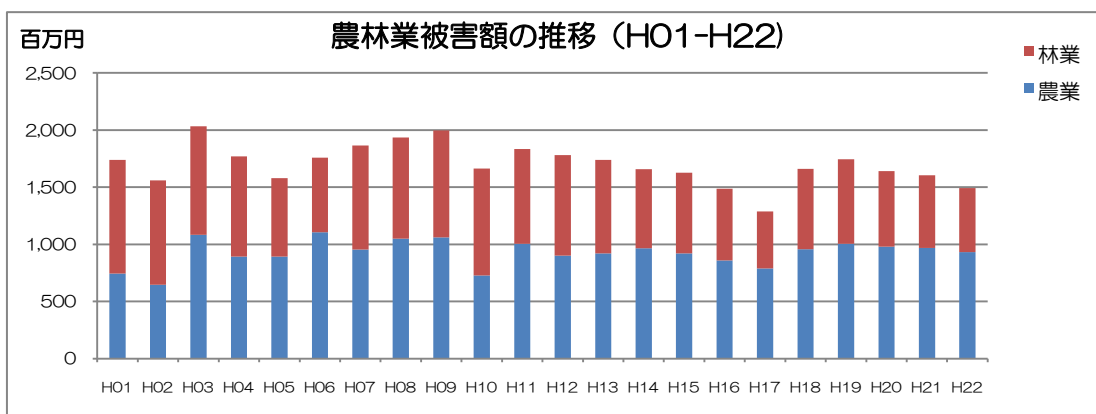
#### 4 被害と対策の現状及び今後の方針

##### (1) 総論

##### ① 被害の現状

県内の農林業被害は、一時は 20 億円を超えたが、近年は 15 億円前後を推移している。

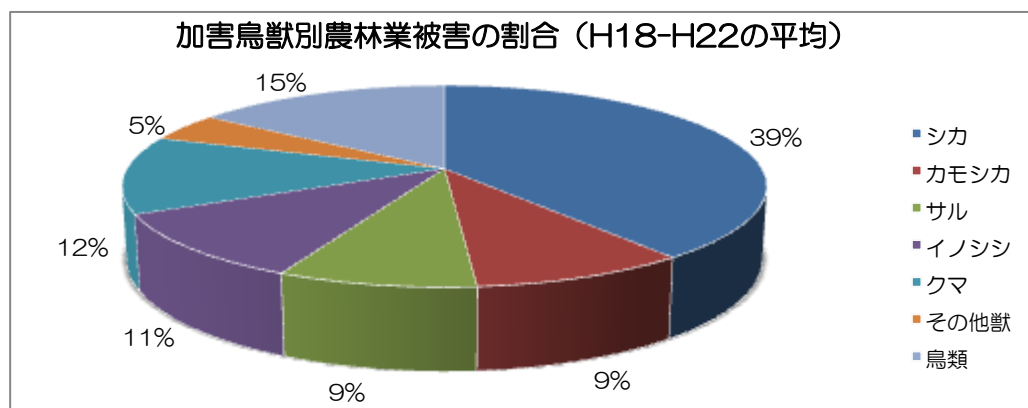
なお、平成 18 年度は増加に転じており、予断を許さない状況となっている。



加害鳥獣の主なものは、

農業被害では①イノシシ、②ニホンザル、③ニホンジカが 3.4 億円(過去 5 年の平均)と全体の半数近くを占める。

林業被害では①ニホンジカと②カモシカが 4.5 億円(同前)で全体の 8 割を占めており、獣害が被害の大きな部分を占めている。



これら統計上の被害の他に、耕作意欲の減退、耕作の放棄、中山間地域の活力低下等も引き起こしており、被害区域の拡大、被害対象の拡大等も相まって、被害意識は更に大きなものとなっている。

##### ② 対策の現状

被害対策については、防護柵や忌避材等の防除資材の使用、人や犬による追払い等の「防除対策」、有害捕獲、個体数調整による「捕獲対策」が被害者自らの取り組みや、国、県、市町村等からの助成により各地で行われている。

また近年、野生鳥獣の出没しにくい環境造成のための緩衝帯整備や生ゴミや廃果等の誘引物の除去等の「生息環境対策」が始まっている。

これらの対策は、加害鳥獣、被害対象、被害や対策の経験、地域の特徴などにより、県下各地で様々なレベルで行われている。

概して、被害が発生し始めたばかりで対策の経験が浅い地域では、往々にして加害鳥獣の生態に即さない対策や、手軽ではあるが有効性に疑問のある対策が行われやすい傾向があり、「捕獲対策」のみに頼ろうとしかちである。

それに対して、果樹地域などの被害や対策の経験の長い地域では、集落ぐるみで適正な対策が進み、「野生鳥獣に負けない集落」のモデルになり得る地域も出始めている。

なお、農家単位でも、加害鳥獣の生態に即した地道な対策を行い、一定の成果を上げている方達も現れてきている。

### ③ 今後の対策方針

- ・ 原則的として集落合意を進め、集落ぐるみで計画を作成し実施することとする。
- ・ 計画に際しては、対策開始前に、対策チーム、市町村、集落住民等による集落チェックを行ったうえで、とるべき対策を決定することとする。なお、単独の対策でなく、いくつかの対策を複合的に組み合わせた総合対策として実施することとする。
- ・ 集落チェック、対策を決定の際は必要に応じ、野生鳥獣被害対策支援チーム（以下「支援チーム」と言う。）の指導を受けることとする。
- ・ 対策は専門の業者や一部の者に任せるのではなく、集落住民を中心に、対策チーム、市町村の共同により実施することとする。
- ・ 実施した対策については、適宜支援チームによる評価を受け、必要に応じ見直し、増強等を行うこととする。
- ・ なお、それぞれの実施に当たっては「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく「鳥獣保護事業計画」、さらに、カモシカ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマについては、同法に基づく「特定鳥獣保護管理計画」と整合を図ることとする。

#### a 防除対策

- ・ 防除対策は、加害鳥獣の生態に即した、正しい知識に基づく防除機材を適正に維持管理しながら使用することとし、必要に応じ専門家の指導を受けることとする。
- ・ 電気柵は適切な維持管理が不可欠なことから、導入に当たっては管理体制を明確にすることとする。
- ・ 音、光、臭い等による対策は、野生鳥獣の学習効果による慣れが生じるため、導入にあたっては十分留意することとする。
- ・ 防除施設の設置は、地域住民を交えた集落ぐるみでの実施が望ましい。

#### b 捕獲対策

- ・ 捕獲対策は、狩猟者のみに頼るのではなく、集落ぐるみの対策として実施することとする。
  - ・ 捕獲は、問題個体の排除や生息密度の低減等の効果はあるが、そのみの被害対策には限界があることに十分留意することとする。
  - ・ 狩猟者が野生鳥獣との緊張関係を構築するための重要な役割を担っていることを評価し、狩猟者の育成、確保に努めることとする。
- c 生息環境対策
- ・ 緩衝帯整備、生ゴミや廃果等の誘引物の除去等の野生鳥獣の出没しにくい環境を造成するため生息環境対策は、今後長期間に亘って野生鳥獣との緊張関係を保つための基本となるものであることから、総合対策を進めるにあたって、明確に位置づけることとする。
  - ・ 餌付けは、野生鳥獣の人馴れを促進し、野生鳥獣被害の端緒となることから、絶対に行かせないこととする。
  - ・ 野生鳥獣の生息環境を確保するための多様な森林づくりのために、間伐等森林整備、針広混交林の造成を積極的に推進することとする。
- d シビエ振興対策
- ・ 野生鳥獣被害対策を推進するための取組意欲を喚起するとともに、農山村の活性化につなげるため、シビエ振興対策を進めることとする。
  - ・ 当面の間、緊急的な捕獲促進が必要な二ホンジカを対象とする。

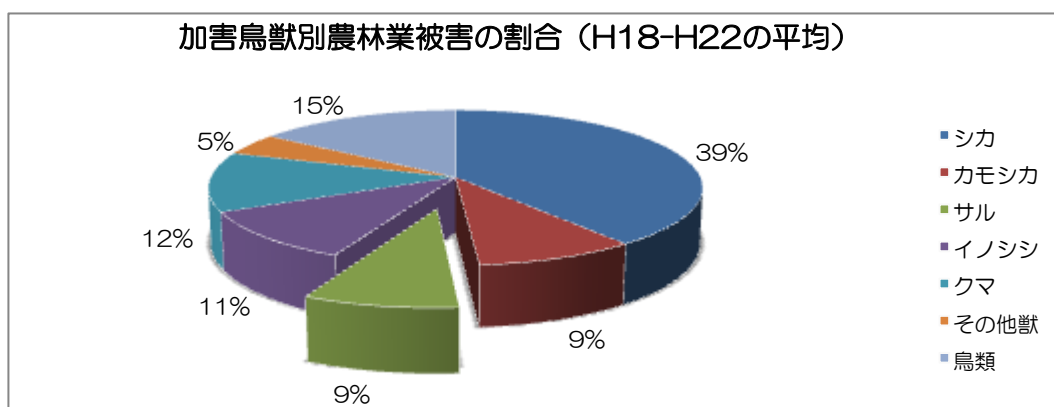
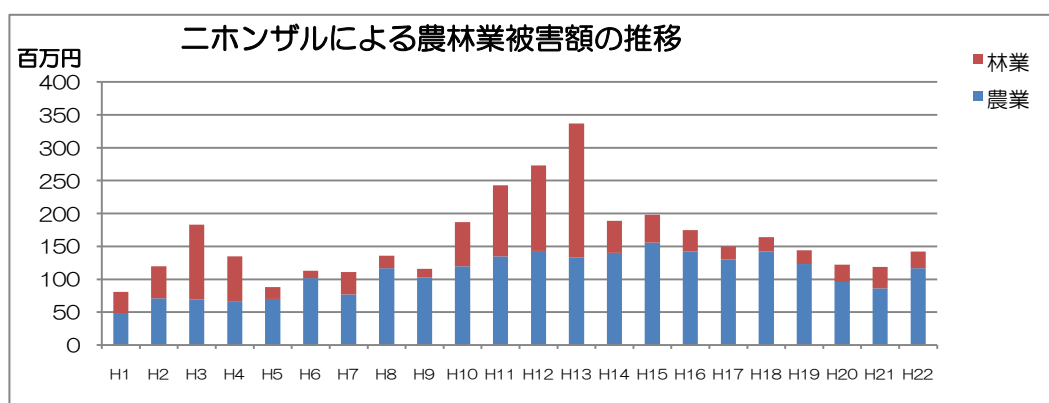
## (2) 各論

### ① ニホンザル

#### a 被害の現状

ニホンザル被害は果樹、水稻、野菜等が食害される農業被害、シイタケ、タケノコ等が食害される林産物被害、造林木が剥皮される林木被害があり、平成18年度の被害は1.6億円に達しており、ニホンジカ、カモシカに次ぐ被害額となっている。

また、農林業被害が激しい地域周辺において、瓦を割られる、人家に上がりこんでしまう等の生活被害、人身被害も継続的に発生している。



#### b 対策の現状

ニホンザルは「登る動物」であることから、単なる柵や網では効果がないため、電気柵の導入が進んでいる。

維持管理の不足による漏電や切断によって効果を発揮していないものも見受けられるが、集落での共同管理により高い効果を発揮している事例も増えてきている。

物理柵としては、しなってしまうために登りづらい柵（猿落君）が導入されており、電波発信器等による行動把握と塩ビパイプ製の簡易なロケット花火発射器による追払いの組み合わせにより、効果を上げているところもある。

最近、犬を使った追払いが高い効果を上げているが、犬の選別基準や効果的



な訓練方法、防除効果の及ぶ範囲等の十分な検討が必要である。

c 今後の対策方針

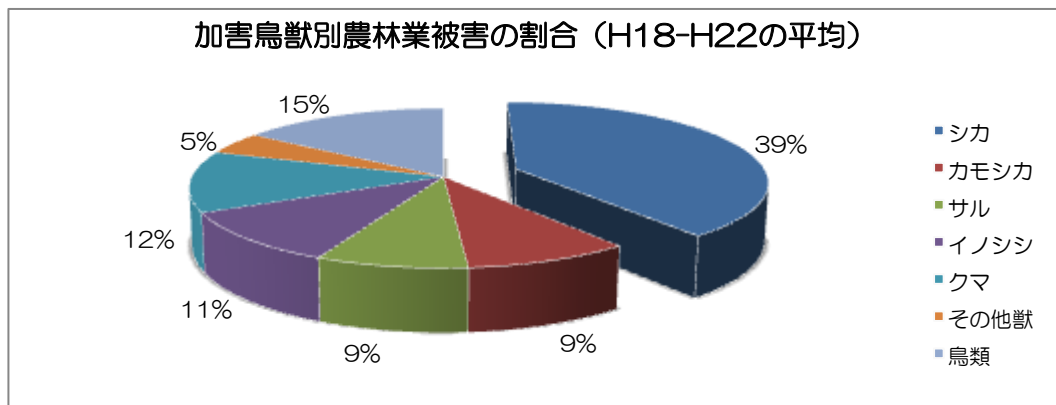
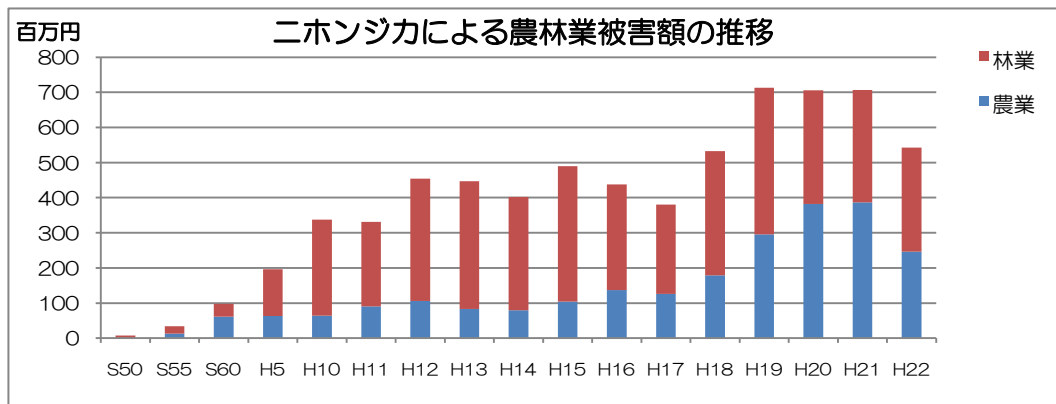
- ・ ニホンザルの被害は、特定の個体（群れ）により発生することから、捕獲は加害個体（群れ）を特定して実施しないと効果がないこと、無秩序な捕獲は群れの分裂や分散を招き被害を拡大させる可能性があること等から、必要に応じ支援チームの指導を受けながら計画的に行うこととする。
- ・ 人馴れが進んでいない加害レベルの低い群れや個体には、防除対策の効果が上がりやすいことから、なるべく早いうちに対策をとり、加害レベルを上げないように努めることとする。

② ニホンシカ

a 被害の現状

ニホンシカ被害は造林木の枝葉の食害、樹幹部の剥皮害及び野菜や果樹の食害、水稻の踏み荒し等の農林業被害があり、平成 18 年度の被害は 5.3 億円に達しており、野生鳥獣被害の最大のものとなっている。

また、生息密度の高い南アルプス、中信高原において自然植生の消滅と土壌流出による森林の防災機能等の低下、高標高域への分布拡大と高山植物帯の植物相破壊等の自然被害も発生しており、食草の消滅による高山蝶への影響やカモシカとの種間競争も懸念されている。



## b 対策の現状

ニホンジカは、各地域で捕獲が推進されており、平成 18 年度には 9,000 頭以上が捕獲されている。

林業被害に対する防除は、物理柵で防除可能であるが、突入に耐える強度と飛び越えられない高さが要求されるため、恒久柵となり費用が嵩むことから小面積での費用対効果は低く、大規模な造林地の保護での利用が一般的である。

また、食味による忌避剤、食害防止チューブ等も利用されている。

農業被害に対しても、恒久柵が基本であり、集落そのものを囲む設置により被害を防いでいる事例がある。

また最近、県林業総合センターで簡易型の物理柵が開発され、一部で使われている。

## c 今後の対策方針

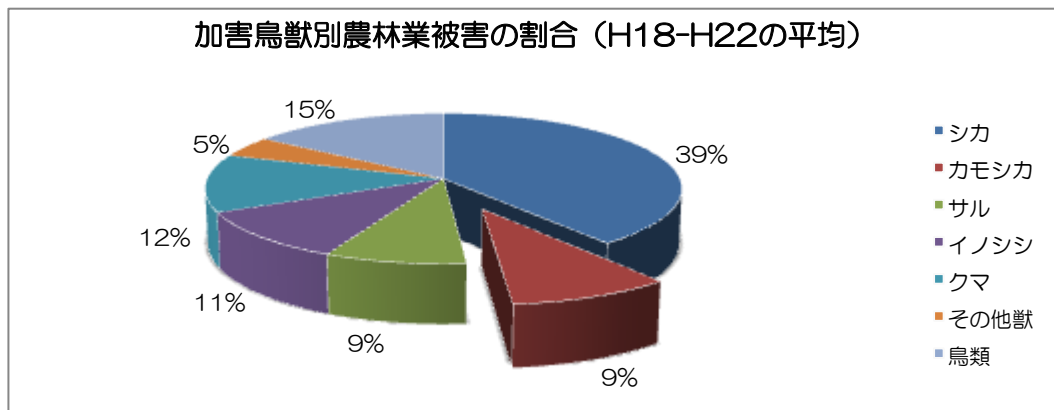
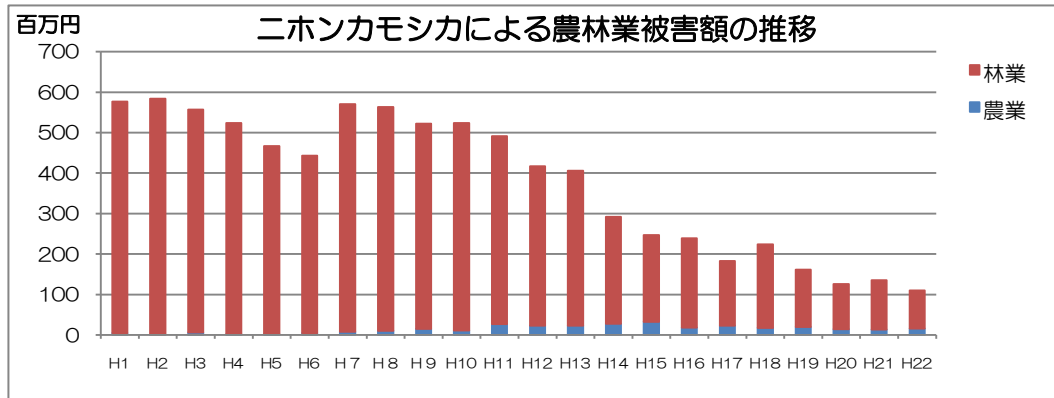
- ・ ニホンジカは、生息密度が非常に高くなっており、被害量と生息密度が比例するタイプの獣であることから、捕獲により生息密度を減らすことが急務であり、捕獲の推進を図ることとする。
- ・ ハーレムを形成する種であることから、メスを主体の捕獲に努めることとする。
- ・ 捕獲の効率を上げるため、広域一斉捕獲、大量捕獲等の新たな捕獲手法を導入するとともに、狩猟期間の延長、鳥獣保護区の狩猟鳥獣捕獲禁止区域への変更、くくりわなの口径規制の緩和等の制度的な対応を進めることとする。
- ・ なお、生息密度が低減され効果が発現するまでに時間がかかることから、高山植物等の希少性の高い種の保全のために必要な地域では防護柵等による防除を行うこととする。

## ③ カモシカ

### a 被害の現状

カモシカ被害は、造林木の枝葉の食害による林業被害がほとんどである。

平成 18 年度の被害は 2.2 億円に達しており、ニホンジカに次ぐ被害額となっているが、ニホンジカと異なり、被害の対象が幼令木に限られ、群れを作らないことから被害が限定されるため、両方が生息している地域では、ニホンジカ被害が誤認されている可能性が否定できない。



b 対策の現状

カモシカは、特別天然記念物であることから、原則としては捕獲禁止であるが、本県では昭和54年度から捕獲（個体数調整）が行われている。

カモシカの林業被害防除は、ニホンジカと同様に防護柵、忌避剤、食害防止チューブ等が主体である。

農業被害防除は、簡易型電気柵が使われることが多い。

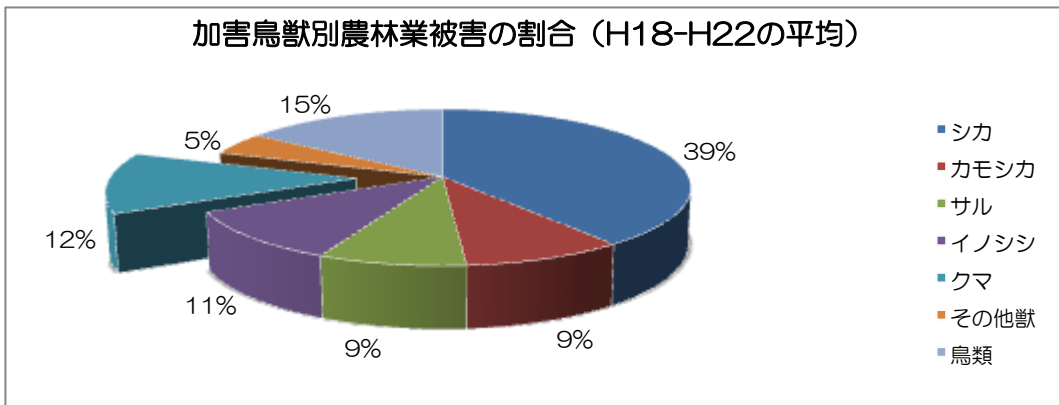
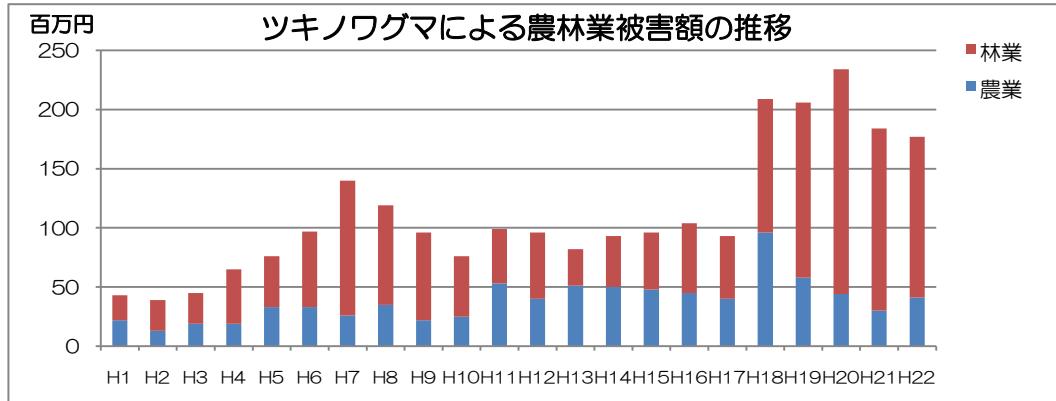
c 今後の対策方針

- ・ カモシカは、定着性が強く縄張りを持つ獣であり、そこに生息する個体が加害していることがほぼ確実であることから、捕獲にあたっては被害地周辺の捕獲実施団地で捕獲することとする。
- ・ ニホンジカが生息している地域では、ニホンジカの対策を先行することとする。

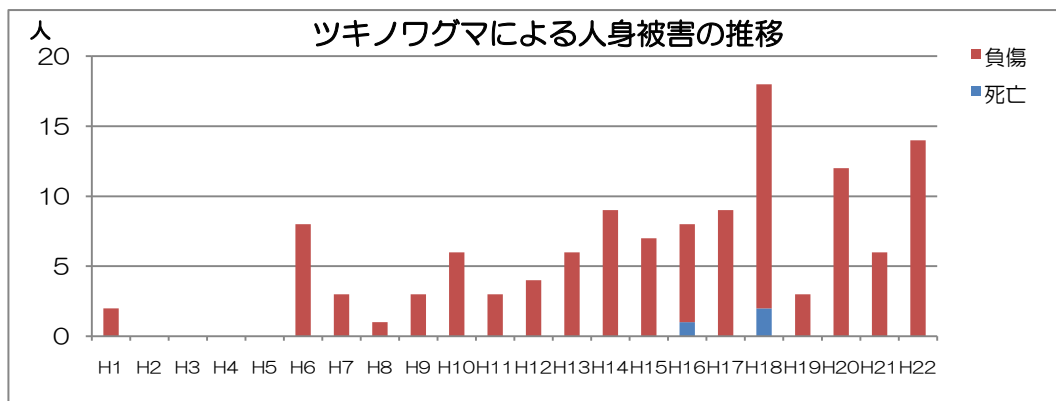
④ ツキノワグマ

a 被害の現状

ツキノワグマ被害はトウモロコシ、果樹、養蜂に対する農業被害、造林木が剥皮される林業被害があり、平成 18 年度は異常出没に伴い、例年 1 億円前後であった被害が 2.1 億円に激増した。



同様に、例年数件程度の人身被害も、負傷 16 名、死亡 2 名という未曾有の事態となった。



b 対策の現状

ツキノワグマは金網等も破る能力があることから、物理柵では効果がなく、

電気柵により防除されている。

トウモロコシや果実に対する被害は、山にエサのない7月から9月の収穫間際に短期間で発生すること、養蜂被害は養蜂箱周辺の狭い区域で発生することから、簡易型電気柵の導入が進められている。

全国に先駆けて移動放獣（学習放獣）が導入されたが、本来前提であった「誘引物の除去」が連動していないことによって、移動放獣の効果が発揮できないケースも出てきている。

人身被害に対しては、従来、発生場所のほとんどが山の中であったことから、人間が山に入る場合の注意についての普及が行われているが、平成18年度には里にも多く出没し、被害多発の原因となった。

#### c 今後の対策方針

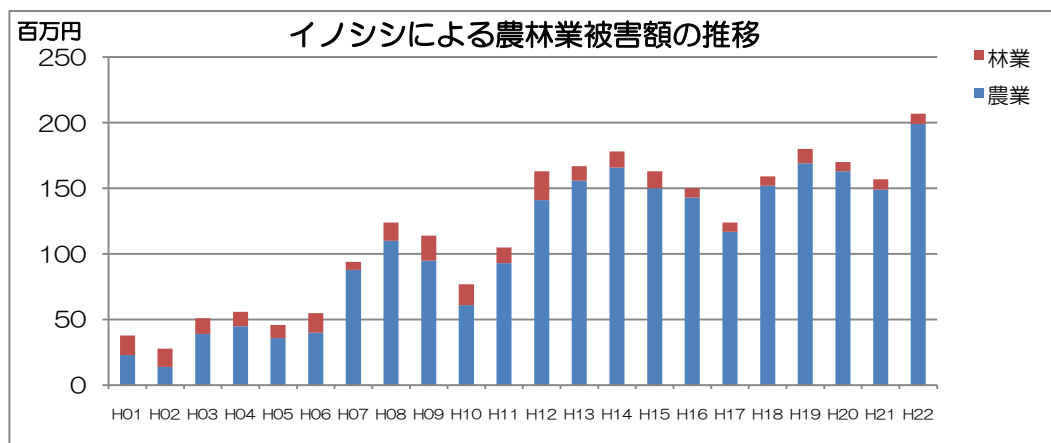
- ・ ツキノワグマは縄張りを持たず、誘引源のある場所には複数の個体が順繰りに出没することが多いことから、誘引源対策を行わずに捕獲だけに頼っても、被害が無くならないこと、捕獲されたことによる住民の注意力の低下の結果、より危険が増してしまうこともあるため、誘引源対策の徹底に努めることとする。

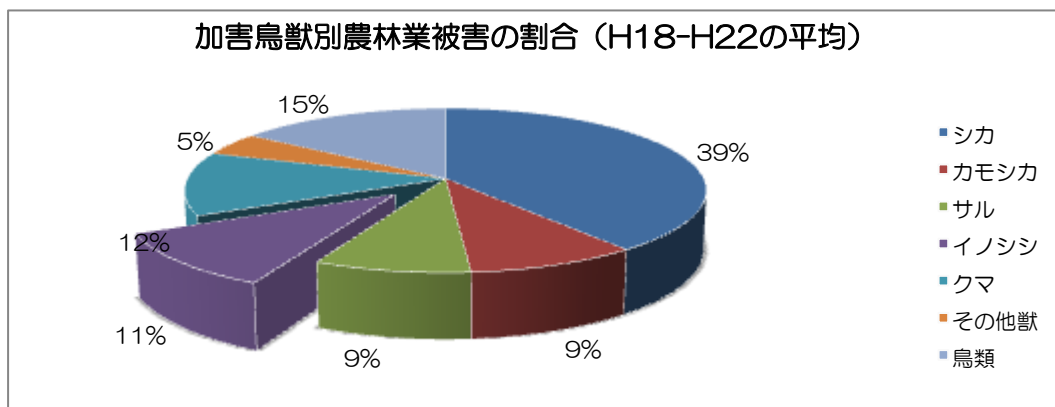
### ⑤ イノシシ

#### a 被害の現状

イノシシ被害は水稲や野菜の踏み荒らしや果樹の食害等の農業被害が主であり、林業被害はタケノコ等の食害である。

平成18年度の農林業被害は1.6億円で二ホンジカ、カモシカ、ニホンザル、ツキノワグマに次ぐ被害額であったが、そのうち農業被害は1.5億円で二ホンジカに次ぐ被害額となっている。





#### b 対策の現状

イノシシは急激に分布域を拡大している中で、各地域で捕獲が推進されており、平成 18 年度には 6,000 頭以上が捕獲されている。

被害防除は、トタン柵等の物理柵や簡易な電気柵等の自力施行可能な対策が普及している。

被害地域の拡大が急であったため、被害に対する経験が浅いためか、人毛、木酢液、忌避剤等の有効性に疑問のある対策が行われやすい傾向がある。

なお、集落ぐるみでトタン柵を設置し高い効果を発揮している事例もある。

#### c 今後の対策方針

- ・ ニホンジカと同様に生息密度と被害が比例するタイプの獣であるが、繁殖率が非常に高いことから、捕獲のみで被害を防除することは非常に困難であり、防除対策も並行して進める必要がある。
- ・ 荒廃農地や手入れの遅れた里山に強く依存する獣であることから、被害対策には、緩衝帯の整備を組み込むこととする。

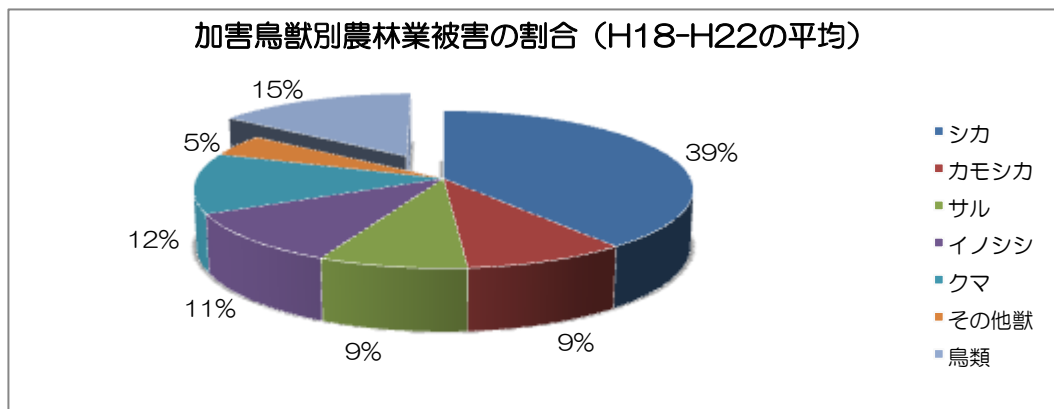
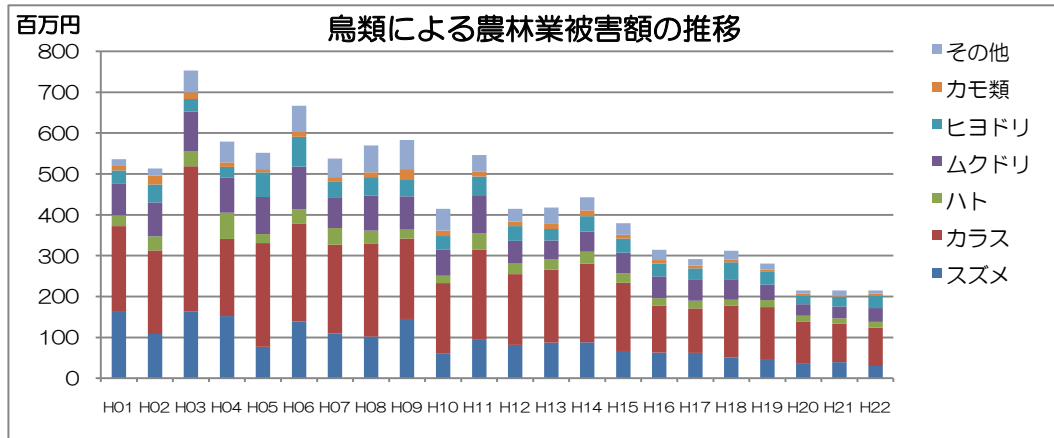
#### ⑥ 鳥類

鳥類の被害は、基本的には果樹、野菜、穀類の食害である。水稻栽培面積の減少に伴い、被害は減少傾向となっているが、獣害の発生していない平野部の農家においては主な鳥獣被害である。

獣類と異なり基本的には農業被害であり、林業被害はほとんどない。

平成 18 年度の農林業被害は 3.1 億円、中でもカラスは 1.3 億円と大きな部分を占める。

最近では、大きな群れを作ることの多いドバト（カワラバト）、ムクドリ等による糞や鳴き声等の生活環境被害や、カワウ、サギ等の大型の水鳥による水稻の踏み荒し被害や漁業被害等の、従来無かった被害も発生している。



## b 対策の現状

防鳥網、テグス張り、捕獲、物理的・生物的刺激を用いた防鳥機材等様々な対策が行われているが、防鳥網やテグス張り等の物理的な遮断以外は根本的な対策となっていない。

捕獲は、繁殖率が高く、移動能力が高いため、一時的に生息密度が低下しても他地域から進入してくるため、個体数抑制効果は少ない。カラスについては、捕獲小屋を用いた捕獲が行われているが、農業被害の少ない冬場の捕獲効率は高いが、被害の多い時期の効率は低く、経験の浅い若鳥が多く捕獲されること、生き残った個体への学習効果がないことも相まって、あまり効果は上がっていない。なお、銃による捕獲については、脅し効果や人間との緊張関係持続という面での貢献度は高い。

防鳥機材については、古くは案山子から始まって、爆音機、ディストレスコール（天敵に捕まった時に出す悲鳴）等様々なものが利用されているが、慣れが生じること、人馴れの度合いによって効果が異なること等があるため、必ずしも効果は上がっていない。

近年出てきた、磁石については、否定的な実験データもあり効果に疑問がある。また超音波やレーザー等については、理論的にも実用上も有効とは思われないといわれている。

c 今後の対策方針

- ・ 防鳥機材については、慣れが生じることを前提として、短期間の使用に留めるか、他の機材や対策と複合的に使うこととする。
- ・ 人間との緊張関係を持続するため、銃による捕獲と廃果や生ゴミ等の農作物以外の誘引源の管理も組み合わせることとする。

⑦ 外来種

a 被害の現状

県内で確認されている農林業被害等を起こしている外来種としては、ハクビシン、アメリカミンク、アライグマがある。

ハクビシンは明治以降に国内に移入されたものと考えられているが、県内では、県南地域で昭和50年頃に最初に確認されて以降分布を拡大し、トウモロコシや果樹に食害を起こすとともに、民家の軒下や天井に入り込み生活被害を起こしている。

アメリカミンクは毛皮獣として移入されたものが佐久地域で逸出し、漁業被害を起こしている。

アライグマはペットとして移入されたものが軽井沢町等で逸出し、ハクビシン同様の生活被害を起こしている。

どの種についても、近縁の在来種との種間競争による生態系被害も懸念されている。

b 対策の現状

ハクビシンは、小型獣であること（小さな隙間から入り込む）、「登る動物」であること（物理柵が効かない）から対策を難しくしている。一部で電気柵も使用されているが、小型獣でありラインを低くしなくてはならないため、草刈等の維持管理が非常に煩雑である。

アメリカミンク、アライグマは、移入時期が最近であり、分布がまだ限定的であることから、捕獲により対応されているが、拡大を完全には押さえ込めていない可能性もあり、今後、被害が拡大する可能性も否定できない。

c 今後の対策方針

- ・ 外来種は、本来、長野県の自然の中に存在しなかったものであり、自然のシステムの中にそれらに対する対抗策がなく、生態系被害だけでなく農林業等の被害も爆発的に拡大する可能性があることから、「持ち込ませない」「逸出させない」を基本として対応することとする。
- ・ 移入が確認された場合には、捕獲し分布を拡大させないこととし、可能であれば根絶に向けて対応を検討することとする。



## 5 推進体制

関係者は、それぞれの立場で、それぞれの役割に応じた被害対策を実施することとする。

### (1) 県

県は、以下の体制により、野生鳥獣被害対策のための基礎調査、被害集落や市町村の支援に当たる他、被害集落や市町村と共同して対策の実施にあたる。

#### ① 野生鳥獣被害対策本部

野生鳥獣被害対策の推進本部として、県内の野生鳥獣被害対策に関する施策について、総合的な調整及び効果的な推進を図る。

#### ② 被害防除対策チーム（県現地機関）

地域における野生鳥獣被害の相談窓口となる他、被害集落や市町村の被害防除の実際の支援にあたる。

#### ③ 野生鳥獣被害対策支援チーム（県研究機関、大学、NPO等の専門家）

専門的な見地から、被害防除のための技術的助言、指導を行う他、実行された被害対策の分析、評価を行い、有効な対策の普及を図る。

#### ④ 鳥獣保護管理対策協議会

地域における関係者間の連絡調整を行い、広域の被害情報の共有や広域防除等の連携を進める。

### (2) 市町村

地域の被害状況、地域の住民意識等を把握し、集落ぐるみの効果的な被害対策の推進のための合意形成を推進するとともに、被害集落の支援、対策チームと共同しての対策の実施にあたる。

### (3) 集落

#### ① 被害集落

対策チーム、市町村との共同により集落ぐるみの被害対策を実施する。

#### ② 農林業者

被害を発生させないための防除対策、生息環境整備に努める。

### (4) 狩猟者

野生鳥獣の捕獲技能者、有識者として、捕獲対策、基礎調査に協力するとともに、狩猟を通して野生鳥獣との緊張関係を構築する。

### (5) 県民

野生鳥獣との緊張感ある棲み分けと農林業被害の軽減が、最終的には野生鳥獣と人との共存に繋がることを理解し、野生鳥獣被害対策にそれぞれの立場で協力する。

## 野生鳥獣被害対策の実施体制

野生鳥獣による農林業被害が深刻化し、中山間地域の維持を図るうえで重大な支障となっているため、県では平成19年11月に県庁に野生鳥獣対策本部を設置するとともに、現地機関に野生鳥獣被害対策チーム等を組織し、市町村や集落への支援に取り組んでいる。

